

# 地域活動貢献企業認定事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、地域活動に特に貢献する取組みを行う企業を「地域活動貢献企業」に認定することにより、企業の地域活動への参加を促進し、もって持続可能な地域コミュニティの形成を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 自治協議会等

福岡市共創による地域コミュニティ活性化条例（令和4年福岡市条例第2号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する自治協議会及び第1号に規定する町内会等であって、本市の区域内に所在するものをいう。

### (2) 地域活動

条例第2条第7号に規定する地域活動をいう。

### (3) ふくおか共創パートナー企業

ふくおか共創パートナー企業・商店街等登録事業実施要綱（平成27年11月27日施行）第3条に規定するふくおか共創パートナー企業をいう。

## (地域活動貢献企業の認定)

第3条 ふくおか共創パートナー企業のうち、次のいずれかに該当するものは、地域活動に特に貢献する取組みを実施した実績があるものとして市長の認定（以下「地域活動貢献企業の認定」という。）を受けることができる。

(1) 申請日（次項の申請を行う日をいう。以下3号において同じ。）の属する年の前年の6月1日から1年間（以下「過去1年間」という。）において、自治協議会等が実施する地域活動に対し、雇用主が従業員を参加させた実績があること。

(2) 過去1年間において、自治協議会等が実施する地域活動に対し、所有又は占有する不動産を無償又は有利な条件で貸与した実績があること。

2 地域活動貢献企業の認定を受けようとする者（以下「申請企業」という。）は、6月1日から6月30日までの間（福岡市の休日を定める条例（平成2年条例第52号）第1条に定める本市の休日を除く。）に、地域活動貢献企業認定申請書（様式第1号）に別表1添付書類の欄に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請が次に掲げる基準のいずれにも適合するときは、地域活動貢献企業の認定を行い、地域活動貢献企業認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- (1) 申請企業が次のいずれにも該当していること。
- ア 本市の区域内に本店を有する企業であること。
  - イ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業を行う者でないこと。
  - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業を行う者でないこと。
- (2) 申請企業の代表者又は役員が次のいずれにも該当しないこと。
- ア 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）
  - イ 福岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、申請企業又はその代表者若しくは役員の状況その他の事情から判断して、地域活動貢献企業の認定を行うことが社会通念に照らし不適当と認められる事由がないこと。
- 4 市長は、第2項の申請があったときは、書面による調査及び必要に応じて聞き取りの調査を行うこととする。
- 5 市長は、申請企業がふくおか共創パートナー企業でないとき若しくは第1項各号のいずれにも該当しないとき又は第2項の申請が第3項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないときは、地域活動貢献企業の認定を行わない旨を決定し、地域活動貢献企業不認定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

#### （実績報告）

第3条の2 認定企業は、次条に規定する有効期間における毎年の取組状況（各年の報告対象期間を当該年の8月1日から翌7月31日とする。）について、翌8月1日から8月31日までの間（福岡市の休日を定める条例（平成2年条例第52号）第1条に定める本市の休日を除く。）に、地域活動貢献企業認定事業実績報告書（様式第6号）に別表2添付書類の欄に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

#### （有効期間）

第4条 地域活動貢献企業の認定の有効期間の始期は、第3条第3項の認定を受けた日の属する年の8月1日とし、その終期は、当該始期から起算して3年を経過する日の属する年の7月31日までとする。

(認定企業に対する支援)

第5条 市長は、地域活動貢献企業の認定を受けた者（以下「認定企業」という。）に対し、次に掲げる支援を行う。

- (1) 市のホームページ等において、認定企業が行う地域活動に貢献する取組みを紹介すること。
- (2) 前号に掲げる支援のほか、市長が必要と認めること。

(認定の取消)

第6条 認定企業は、地域活動貢献企業の認定の取消しを求めるときは、地域活動貢献企業認定取消申請書（様式第4号）により、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請があった場合は、市長は、当該認定を取り消すものとする。
- 3 第1項に規定する場合のほか、市長は、認定企業について、次の各号のいずれかに該当するときは、地域活動貢献企業の認定を取り消すことができる。
  - (1) 廃業又は休業したとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたと認められるとき。
  - (3) ふくおか共創パートナー企業でなくなったとき。
  - (4) 第3条第1項各号のいずれにも該当しないことが判明したとき。
  - (5) 第3条第3項第1号に掲げる基準に適合しないことが判明したとき。
  - (6) 認定企業の代表者又は役員が第3条第3項第2号ア又はイに該当する者であることが判明したとき。
  - (7) 第3条の2に規定する報告を正当な理由なく行わなかったとき。
  - (8) 前7号に掲げるもののほか、認定企業又はその代表者若しくは役員の状況その他の事情から判断して、地域活動貢献企業の認定を取り消さないことが社会通念に照らし不適当と認められる事由があるとき。
- 4 市長は、前2項の規定により認定を取り消したときは、当該者に対し、地域活動貢献企業認定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

(施行日)

この要綱は、令和5年2月20日から施行する。

附 則（令和5年10月20日改正）  
(施行日)

- 1 この要綱は、令和5年10月20日から施行する。  
(認定及び有効期間に関する特例)
- 2 令和5年度においては、第3条第2項の規定にかかわらず、申請企業は、11月1日から11月30日までの間（福岡市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く。）においても、同項の申請を行うことができるものとし、当該期間における申請にあっては、同条第1項第1号中「6月1日」とあるのは、「11月1日」と、第4条中「8月1日」とあるのは、「翌年の1月4日」と、「3年」とあるのは、「2年」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則  
(施行日)

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日の前までに認定された認定企業については、当該認定期間が経過するまでは、なお従前の例による。

## 別表 1

### 第3条第1項関係 申請書に添付する書類

関係条項	取組み内容	添付書類
第3条第1項 第1号	過去1年間において、自治協議会等が実施する地域活動に対し、雇用主が従業員を参加させた実績があること。	取組みを行ったことが確認できる書類 例：当日の写真、実施報告書、事業計画書など ※地域活動貢献企業認定申請書 (様式第1号) 3の欄への相手方サインが必要
第3条第1項 第2号	過去1年間において、自治協議会等が実施する地域活動に対し、所有又は占有する不動産を無償又は有利な条件で貸与した実績があること。	取組みを行ったことが確認できる書類 例：当日の写真、実施報告書、事業計画書など ※地域活動貢献企業認定申請書 (様式第1号) 3の欄への相手方サインが必要

## 別表 2

### 第3条の2関係 報告書に添付する書類

添付書類
取組みを行ったことが確認できる書類 例：当日の写真、実施報告書、事業計画書など